

令和 6 年 6 月 定例会

経済委員会説明資料

経済産業部

目 次

提出予定案件	3
1 一般会計予算	3
(1) 歳入歳出予算	3
ア 総括表	3
イ 課別主要事項説明	4
2 その他の議案等	6
(1) 専決処分の承認について	6
ア 貸金返還請求に関する訴えの提起に係る専決処分の承認について	6
(2) 令和5年度繰越明許費繰越計算書	7
ア 一般会計	7

提出予定案件

1 一般会計予算

(1)歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳							
				特 定 財 源							一 般 財 源
				国 支 出 金	使 用 料 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 附 金	繰 入 金	諸 収 入	県 債	
経 済 産 業 政 策 課	36,959,330	7,500	36,966,830	52,127	9,809			10,064	35,406,159	2,000	(7,500) 1,486,671
企 業 支 援 課	25,805,094	12,100	25,817,194	(4,800) 127,947	568	23	5,000	1,462,495	23,629,819	17,000	(7,300) 574,342
産業創生・大学連携課 工業技術センター	2,733,674		2,733,674	517,479	68,221	550		70,000	1,035,497		1,041,927
産 業 人 材 課 中央テクノスクール 南部テクノスクール 西部テクノスクール	997,087		997,087	455,548	14,763	2,868			1,102	8,000	514,806
東 京 本 部	176,698		176,698	550		735					175,413
関 西 本 部	239,278		239,278	2,400		1,789		10,000			225,089
計	66,911,161	19,600	66,930,761	(4,800) 1,156,051	93,361	5,965	5,000	1,552,559	60,072,577	27,000	(14,800) 4,018,248

(注) () 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課 別 主 要 事 項 説 明

経 済 産 業 政 策 課

(ア) 一 般 会 計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計 画 調 査 費	45,855	0	45,855	
運 輸 交 通 対 策 費	108,747	0	108,747	
商 業 総 務 費	35,459,089	0	35,459,089	
商 業 振 興 費	1,067,191	7,500	1,074,691	① 小規模事業振興費 (7,500) 事業に要する経費の補正 ア ⑧ MOU経済連携事業 7,500
物 産 あ っ 旋 所 費	60,522	0	60,522	
物 産 貿 易 振 興 費	13,101	0	13,101	
中 小 企 業 振 興 費	204,825	0	204,825	
経 済 産 業 政 策 課 合 計	36,959,330	7,500	36,966,830	

企業支援課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計 画 調 査 費	120,489	12,100	132,589	① 地方創生の深化のための支援費 (12,100) 事業に要する経費の補正 ア ⑨ 「バッテリーバレイ構想」誘致戦略推進事業 12,100
商 業 総 務 費	69,552	0	69,552	
商 業 振 興 費	1,504	0	1,504	
中 小 企 業 指 導 費	27,943	0	27,943	
金 融 対 策 費	23,523,091	0	23,523,091	
工 鉱 業 総 務 費	53,808	0	53,808	
中 小 企 業 振 興 費	11,362	0	11,362	
産 業 立 地 対 策 費	1,997,345	0	1,997,345	
企 業 支 援 課 合 計	25,805,094	12,100	25,817,194	

2 その他の議案等

(1) 専決処分の承認について

ア 貸金返還請求に関する訴えの提起に係る専決処分の承認について

専決処分内容

課 名	訴 え の 相 手 方		請 求 の 趣 旨	専決処分年月日
	住 所	氏 名		
企業支援課	徳島市八万町新貝64番地 の1	徳島県大同開発事業団骨材 協同組合	(1) 金436,490,740円及び 内金1,658,424円に対する令和6年3月1日から支払済みまで、 金186,283円に対する令和6年2月27日から支払済みまで、 金14,306,000円に対する昭和60年2月1日から支払済みまで、 金13,067,000円に対する昭和60年2月1日から支払済みまで、 金14,296,000円に対する昭和61年2月1日から支払済みまで、 金13,069,000円に対する昭和61年2月1日から支払済みまで、 年10.75%の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び第1項につき仮執行の宣言を求める。	令和6年3月25日

(2) 令和5年度繰越明許費繰越計算書

ア 一般会計

課 名	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
				既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
					国支出金	地 方 債	そ の 他	
経 済 産 業 政 策 課	中小企業総合支援費	円 1,545,000,000	円 500,000,000	円	円 243,124,000	円	円	円 256,876,000
企 業 支 援 課	中小企業総合支援費	75,143,000	5,500,000		5,500,000			
	金融あつ旋指導費	1,772,342,000	111,306,000		21,306,000			90,000,000
産業創生・大学連携課	地 域 産 業 総 合 振 興 対 策 費	35,847,000	6,000,000					6,000,000
合 計		3,428,332,000	622,806,000		269,930,000			352,876,000